

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年6月10日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市条例第31号

鳥取市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥取市国民健康保険条例（昭和34年鳥取市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに同項に規定する申請書を提出しなかったことについて、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該者は、前項の期限経過後においても、減免の申請を行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。